

(比較表 1) 診療経過の整理は誰が行うか？

	院内	院外の第三者	患者側弁護士・警察官
担い手	院内医療事故 調査委員会	第三者委員会型 の医療安全調査 委員会、原因分析 委員会	そのもの患者側弁護士、 捜査担当警察官
典型例	近時の医療事故 調査制度	旧来の医療安全 調査委員会の原 案、10年前から の産科医療補償 制度の原因分析 委員会	民事医療過誤訴訟、医療 刑事捜査

(比較表 2) 産科医療補償制度と医療事故調査制度

	産科医療補償制度	医療事故調査制度
対象	産婦人科のみ	全ての診療科
原因分析方法	第三者の原因分析委員会	院内の事故調査委員会
報告書の交付	強制	任意
公表の有無	公表 (今は公表停止)	非公表 (秘匿性)
訴訟数	増加傾向	減少傾向